34	削除	
35	削除	
［36～40　略］		

［２～５　略］

34	(1)　鹿児島県奄美市名瀬大字朝仁字赤崎1096―５ (212.30) (2)　鹿児島県奄美市名瀬大字朝戸字大豆籠119―２ (354.00)	北緯28度24分02秒東経129度29分27秒の地点と北緯28度23分08秒東経129度29分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯28度22分53秒東経129度29分47秒の地点と北緯28度20分38秒東経129度30分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
35	(1)　鹿児島県奄美市名瀬大字朝戸字大豆籠119―２ (375.70) (2)　鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字源作1968―３ (244.20)	北緯28度20分35秒東経129度30分28秒の地点と北緯28度21分06秒東経129度31分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯28度21分15秒東経129度31分27秒の地点と北緯28度24分47秒東経129度36分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［36～40　同左］		

［２～５　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

八　平成二十七年総務省告示第百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～21　略］		
22	削除	
23	削除	

改　正　前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～21　同左］		
22	(1)　鹿児島県鹿児島郡十島村悪石島字御岳139　(561.10) (2)　鹿児島県鹿児島郡十島村諏訪之瀬島字下切石204 (124.10)	北緯29度27分56秒東経129度35分48秒の地点と北緯29度28分26秒東経129度36分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯29度36分10秒東経129度42分01秒の地点と北緯29度36分17秒東経129度42分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
23	(1)　鹿児島県鹿児島郡十島村悪石島字御岳139　(561.10) (2)　鹿児島県鹿児島郡十島村平島字アトリ267　(214.10)	北緯29度27分57秒東経129度35分45秒の地点と北緯29度28分26秒東経129度35分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯29度40分37秒東経129度32分08秒の地点と北緯29度41分04秒東経129度32分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域